

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象 指定管理者 公益財団法人小松市まちづくり市民財団
管理施設 小松市立西部児童センター
所管課 こども家庭部 子育て環境課

2 選定理由

小松市立西部児童センターは、設立後、監査を実施していないことから監査対象とした。

3 監査の種別 公の施設の指定管理者監査

4 監査実施日 令和7年9月29日

5 監査実施場所 小松市立西部児童センター

6 監査の範囲

令和6年度小松市立西部児童センターの指定管理委託にかかる出納その他の事務の執行、事業の管理及び行政事務全般

7 監査の実施体制 監査委員 西村 一伸

監査委員 高野 哲郎

8 監査の実施手続

監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員が管理委託に関する内容等の閲覧、帳簿突合、質問及び現地確認等の予備監査を行った。

監査当日は小松市立西部児童センターにおいて、公益財団法人小松市まちづくり市民財団関係職員並びに所管課であるこども家庭部長ほか子育て環境課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第199条第8項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属の税理士を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。

9 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次の通りである。

- (1) 施設及び設備の維持管理は、仕様書等どおり適切かつ効率的に行なわれているか。
- (2) 利用促進ならびに利用者サービスの向上のための取り組みはなされているか。
- (3) 公の施設の管理にかかる収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

- (4) 指定管理者に対する所管課の指導監督は適切に行われているか。
- (5) 施設の設置目的を効果的・効率的に達成するため、指定管理者制度が適切なプロセスを経て有効に執行されているか。

10 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、次のとおり改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。事務処理上にわたる注意事項は、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

(1) 指摘事項

<子育て環境課>

児童センターは、子どもたちの健やかな成長を支える場として、遊びや学びの機会を提供するとともに、放課後に安心して過ごせる居場所を確保するなど、地域福祉の中核的な役割を担っている。

今回監査の対象となった西部児童センターは、公益財団法人小松市まちづくり市民財団が、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間、指定管理者として運営しており、地域とのつながりを大切にしながら、子どもや保護者への支援に取り組んでいる。

また、同センターには放課後児童クラブ（安宅・牧児童クラブ）が併設されており、センター職員がクラブ職員を兼務する体制により、相互の機能を連携させた運営が行われており、地域住民にも親しまれているところである。

今回の監査においては、以下の課題が確認された。

(1) 事業計画及び業務履行状況の確認不足

小松市西部児童センターの指定管理業務に関する基本協定書第17条では、指定管理者が、管理運営の体制や事業の概要、実施時期、収支予算等を記載した事業計画を作成し、市の承認を得ることが定められている。ところが、確認された事業計画資料は内容に具体性を欠き、実効性に乏しいものであった。にもかかわらず、所管課である子育て環境課は、その内容や根拠、妥当性について十分な審査を行なうことなく、形式的に受理し事業が実施されていた。

また、業務の履行管理にも課題が認められた。同協定書第18条及び第19条では、市は指定管理業務の適正を期すため、業務の実施状況や収支状況の報告を求め、実地調査や必要な指示を行うことができると定められている。ところが、指定管理者から毎月提出される業務報告書や収支報告書は、その内容を精査することなく形式的に受領するにとどまり、利用状況の分析や実地確認等の監督行為を十分に行うことなく、実績完了処理がなされていた。このため、報告体制は実質的に形骸化していたと言える。

このように、センターの管理運営は指定管理者に任せきりとなっており、計画の策定、事業の実施、実績の確認、評価といった一連のプロセスにおいて、所管

課が果たすべき指導・監督責任を十分に果たしているとは言い難い状況であった。

(2) 共用利用における経費配分の根拠不明確

放課後児童クラブと施設を共用しているにもかかわらず、共用に伴う経費の配分について、合理的かつ明確な基準に基づいた対応がなされていなかった。経費の配分は、固有に区分できるものを除き按分により処理されていたが、特に職員人件費については、両施設の兼務責任者の分が西部児童センターで全額支出される点は妥当な金額按分がなされたとは言えない。また、修繕料や損害保険料など共用に起因する経費についても、明確な配分根拠が示されないまま、一方の事業費で全額計上されていた。

こうした経費配分に関する考え方や処理方法は、所管課が本来行うべき吟味検討がなされておらず、指定管理者の自己判断のままで見過ごされている状態である。経費配分の方法は、指定管理委託料の算定や予算執行の適正性に直結する重要な要素であり、現行の支出管理体制は早急に改善すべきである。

至極当然なことであるが、指定管理者が計画段階から事業に伴う具体的な人材の配置とその金額・配分等を提出し、その内容を所管課が確認して、事業遂行時も適宜点検を行い、最終的には実績段階の報告でその内容を吟味検討していくことにつけるわけである。

この改善に向けては、所管課と指定管理者が共通のチェックリストや統一様式を作成し、経費配分の方針を共有・記録できる仕組みを整備する（とりわけ、按分率の設定にあたっては、施設の利用時間、職員配置の状況、利用者数の推移など、客観的かつ合理的な指標に基づく）ことが必要である。

(3) 利用者意見の収集及び反映体制の不備

利用者満足度調査やニーズ調査が実施されていない点は大いに問題がある。さらに、意見箱は設置されているものの、目立たない場所に置かれており、投函数もほとんど確認できない状況であったことから、利用者の意見を収集する手段は十分に機能していない点についても同様である。

所管課がセンター運営において最も大切なことは現場で日々業務を行っている指導員たちを通してセンター利用者である児童や保護者の潜在的なニーズを読みとり、より良い運営を目指すことにあるはずであるが、残念ながら現状はセンター運営に対しての利用者の声や要望を聞くという姿勢が十分とは到底言えない。

今の子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、センターの利用者（放課後児童クラブも同様である）には、特別な配慮を要する児童や外国人住民など、多様な背景を持つ方の利用も想定される。こうした様々なケースにタイムリーに的確に対応するためには、現場の声を丁寧に拾い上げることでその運営に反映させ、改善させていくなかで、学校や民生委員、各種支援機関とも連携していくことが、つまりは「子育てするならダントツ小松」を標榜するわが市にとっては欠

かせない要因のひとつである。

そのためにはまずはより多くの利用者から意見を集めることが大事なスタートとなるわけであるが、往査時にアンケートの回収がない点について言及した際には、QRコードを活用してやりやすくしているとのことであったが、実際は施設利用の際には携帯は禁止になっていることからその効果は限定的であり、利用者満足度調査がなされていない点が紛れもない事実である。

その現状を直視して、アンケートを通してより良く運営するためにもっと意見を聞かせてほしいという前向きな気持ちを持つことを前提として、紙ベースでのアンケートの協力依頼に加え、WebアンケートやQRコードの活用とそれらの告知促進努力などデジタルツールを積極的に取り入れ、意見収集の手段を多様化・継続化させていくことが重要な課題であり、改善に向けた具体的な取り組みの早期実施が強く望まれる。

ただし、くれぐれもアンケート取得自体が目的ではなく、その収集した情報をもとにどのように運営の改善に結びつけていくかが重要であることは言うまでもない。

往査時に現場の所長をはじめ指導員方は子どもたちのため日々熱心に取り組んでいることは見てとれたが、その個々のがんばりに頼るだけでなく、いろんな意見を集約し、また現場からの声を吸い上げたうえで、所管課が吟味分析して運営を改善していくことが大いに期待される。

これらの課題の背景には、所管課における指導・監督体制の不十分さが要因として考えられる。

なお、同様の課題は過去（2年前）の監査においても指摘されていたが、十分な改善策が講じられないまま対応が先送りされており、組織としての内部統制が適切に機能していないことを示すものである。

今後に向けては、まず、センター運営に関する仕様書や基本協定書をもとに現状の総点検を行い、施設の共用利用に係る取り決めや管理体制を明確化したうえで、指定管理者との共通理解のもと、運営実態を的確に把握・管理していくことが求められる。併せて、所管課においては、具体的かつ実効性のある指導方針を早急に策定し、着実に実行に移すことにより、指導・監督機能を有効に機能させる必要がある。その際には、指定管理者との定期的な意見交換や対話を通じて、課題の共有と具体的な改善に向けた協働的な取り組みを進めていく姿勢も求められる。

事務の適正化と内部管理体制の強化を前提として、西部児童センターが、今後も地域における子育て支援の拠点として、その役割を一層発揮されることを期待する。

自戒を込めてではあるが、2年前に監査上の指摘を行ったもののこちらの真意が伝わらなかったのか、今回もまったく同様な姿勢であったことは残念であり悲

しいこととの感情論はさておき、監査上の指摘が市役所が行う公共サービスの改善策につながるという観点から、それをしなかったことはまさしく小松市民にとっての損失であり、また、一方で監査自体の存在意義すら揺らいでしまうことになりかねないことを記しておく。

末尾になるが、「子育てするならダントツ小松」を標榜するわが市にとっては最も重要な所管課のひとつであることから、児童センターについて現状の制度を常に見つめ直し、時代にマッチし、利用者の満足度をあげるように、さらなる充実のための奮闘を大いに期待するものである。

11 監査の結果に添える意見

<公益財団法人小松市まちづくり市民財団>

児童センター及び放課後児童クラブは、子どもたちにとって安心・安全な生活の場であると同時に、健全な育成支援や子育て家庭への支援、さらには地域とのつながりを育む拠点として、地域福祉の中核を担う極めて重要な社会資源である。

西部児童センターの指定管理業務を担う公益財団法人小松市まちづくり市民財団は、地域に根ざした特色ある事業運営を展開し、子ども・子育て支援の推進に一定の成果を上げている。また、同センターと施設を共用する安宅・牧児童クラブの運営も担っており、職員の兼務体制を通じた日常的な連携が図られており、相互に補完し合う形で活用されている。今後も、こうした特性を最大限に活かし、両機能の有機的な融合をさらに進めることにより、地域の子どもや子育て家庭に対する支援の質の向上、ひいては施設全体としての公共的価値の増進が期待される。

一方、今回の監査においては、「事業計画及び業務履行状況の確認不足」、「共用利用における経費配分の根拠不明確」、「繰越金及び積立金の管理運用体制の不備」、「利用者意見の収集及び反映体制の不備」といった課題が確認された。

これらの課題は、所管課（子育て環境課、生涯学習課）に対する指摘事項としているが、運営団体においても、所管課との情報共有や連携が不十分であったことが、課題の顕在化を招いた一因と考えられる。

例えば、職員人件費の按分方法については、所管課との事前協議が行われておらず、また業務履行状況の報告も形式的な提出にとどまり、実質的な検証や改善へのフィードバックが相互に機能していなかった点が挙げられる。

こうした状況を踏まえ、今後は、仕様書や各種基準に基づくチェックリスト等を作成し、定期的な点検・確認体制を構築することで、所管課との情報共有を徹底し、共通理解を形成することが求められる。

併せて、利用者本位の視点に立ち、ニーズを的確に把握・分析し、事業運営に反映させる仕組みの充実も必要である。その過程においては、現場で直接支援にあたる職員の意見や提案にも丁寧に耳を傾け、日常業務で得られる気づきを組織内で共有しやすい環境を整えることも重要である。さらに、運営委員会の意見や

提言も積極的に取り入れ、子どもや家庭への支援の質を高めることで、地域にとってより開かれた、魅力ある施設づくりを進めていくことが望まれる。

これらの取り組みを通じて、児童センターと放課後児童クラブという二つの機能が共存する強みを活かし、今後も地域の子ども・子育て家庭を支える拠点として、その使命を一層果たされることを期待する。

末尾になるが、「子育てするならダントツ小松」を標榜するわが市にとっては最重要な実際の現場を担当する部署のひとつであることから、児童センター及び放課後児童クラブについて現状の制度を常に見つめ直し、時代にマッチし、利用者の満足度を上げるように、さらなる充実のための奮闘を大いに期待するものである。